

全日本マーチングコンテスト中国大会実施規定

- 第1条** 全日本マーチングコンテスト中国大会は、各県吹奏楽連盟から推薦された団体が参加して毎年10月に実施する。
- 第2条** 主管県は原則、広島県とする。但し広島県で主管できない場合は中国4県のいずれかで主管する。
- 第3条** 選出母体となる県吹奏楽連盟は次のとおりとする。
鳥取県吹奏楽連盟
島根県吹奏楽連盟
岡山県吹奏楽連盟
広島県吹奏楽連盟
山口県吹奏楽連盟
- 第4条** 実施期日・会場など必要な事項はその年度の総会で決定する。

(参加規定)

- 第5条** 実施部門は次のとおりとする。
① 中学生の部 ② 高等学校以上の部
- 第6条** 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。
2 指揮者は置いてもよい。
- 第7条** 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。
- (1) 中学生の部
中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※¹の参加は認める)
参加形態は以下のとおりとする。
① 単独校 従来どおりの参加形態
② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体
③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※¹、中学生※²で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。
- (2) 高等学校以上の部
＜高等学校＞
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
＜大学＞
同一の大学に在籍している(大学院生を含む)学生とする。
ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。
＜職場＞
同一経営の会社・工場・事務所・官庁(それぞれグループ企業・団体も含む)などで経営者または組合などの許可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。

＜一般＞

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※¹小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※²中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

- 2 その他、第7条第1項(1) - ②、③に該当しない団体の参加については、常任理事会でこれを検討し、総会で参加の可否を決定する。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

(演奏・演技)

第9条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。

- 2 電子楽器（エレキベースを含む）・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認めない。
- 3 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

第11条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟が決定し、発表する。

なお、規定課題を行わなかった場合、失格とする場合がある。

第12条 演奏曲は県大会で演奏したものとする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

- (注) 1) 作曲家の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第14条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第15条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

- (注) 1) 集計表の評価の欄は無記入とし、結果の欄に「失格」を記入する。
2) 団体には賞状は渡さない。講評用紙についてはそのまま団体の代表者に渡す。

第16条（県代表選出団体数）

全日本マーチングコンテスト中国大会に各県より推薦する団体数は、次のとおりとする。

- ① 出場数を25団体とする。（主管県1団体増を含まない）
- ② 次年度の出場数は、秋の理事会においてその年度の全日本吹奏楽連盟に報告する参加団体数に基づき審議するものとする。
- ③ 各県の基礎数を2とし、全日本吹奏楽連盟に報告する参加団体数により残数を比例配分する。
- ④ 主管県は上記の選出方法で決定された数に1団体増とする。

第17条（県代表）

各県吹奏楽連盟は、全日本マーチングコンテスト中国大会開催日の3週間以前に県大会を実施し、代表団体を理事長・主管県理事長に報告する。

第18条（代表団体）

全日本マーチングコンテストへの代表団体はその実施規定に従い、各部門の金賞受賞団体の中から理事長が推薦する。

第19条（審査員）

審査員の構成と人選については、次のとおりとする。

- ① 中国5県以外（主たる勤務先として）から7名の審査員を委嘱する。
- ② 構成は木管、金管から各2名、打楽器1名、作曲・指揮・指導者から1名マーチング専門家から1名の計7名とする。
- ③ 当該年度の総会において各県から7名を推薦し、常任理事の投票によりその交渉順位を決定する。各県吹奏楽連盟は、当該年度の審査員該当者を県コンテストの審査員としない。
- ④ その決定に従って理事長が交渉し、委嘱する。
- ⑤ 同一審査員による連続審査は2年を限度とする。

第20条（規定審査員）

規定審査員については中国5県内（主たる勤務地として）から2名、主管県で選び理事長が委嘱する。

第21条（共催・後援・協賛）

全日本マーチングコンテスト中国大会実施に当たって、理事長が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第22条 全日本マーチングコンテスト中国大会実行委員会は、主管県でこれを組織する。

第23条 開催上の細目については、実行委員会が定める。

第24条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

第25条 この規定は昭和63年5月より施行する。

平成元年10月 7日	一部改定	平成 2年 9月29日	一部改定
平成 4年 5月 9日	一部改定	平成 5年 5月 7日	一部改定
平成 7年10月 7日	一部改定	平成10年 5月 8日	一部改定
平成11年10月 7日	一部改定	平成13年 2月24日	一部改定
平成16年 5月14日	一部改定	平成17年 2月 5日	一部改定
平成19年 5月11日	一部改定	平成21年 2月 8日	一部改定
平成22年10月 3日	一部改定	平成26年 5月 9日	一部改定
平成28年 5月 6日	一部改定	平成30年 3月26日	一部改定
平成31年 4月26日	一部改定	令和元年 8月31日	一部改正
令和 4年 4月28日	一部改訂	令和5年 4月28日	一部改訂
令和6年 4月26日	一部改訂		